

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p> 第一節（現行のとおり）</p> <p> <u>第一節の二 適用区域（第一条の二）</u></p> <p> <u>第一節の三 適用除外（第一条の三）</u></p> <p> 第二節から第四節まで（現行のとおり）</p> <p> 第五節 <u>仮設建築物等</u>の適用の除外（第八条の二）</p> <p> 第六節から第九節まで（現行のとおり）</p> <p>第二章から第六章まで（現行のとおり）</p> <p>附則（現行のとおり）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 建築基準法（以下「法」という。）第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の<u>付加</u>、<u>法第四十三条第三項</u>による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の<u>付加</u>、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第四百四十四条の四第二項による道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第一条の二（現行のとおり）</p> <p> <u>第一節の三 適用除外</u></p> <p> （適用除外）</p> <p><u>第一条の三 特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が</u> <u>法第四十条、法第四十三条第三項、令第二百二十八条の三第六項</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p> 第一節（略）</p> <p> <u>第一節の二 適用区域（第一条の二）</u> （新設）</p> <p> 第二節から第四節まで（略）</p> <p> 第五節 <u>仮設建築物</u>の適用の除外（第八条の二）</p> <p> 第六節から第九節まで（略）</p> <p>第二章から第六章まで（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 建築基準法（以下「法」という。）第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）による建築物の敷地、構造及び建築設備並びに工作物に関する制限の<u>附加</u>、<u>法第四十三条第二項</u>による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限の<u>附加</u>、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十八条の三第六項による地下街に関する令と異なる定め並びに令第四百四十四条の四第二項による道に関する令と異なる基準については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第一条の二（略）</p> <p> （新設）</p> <p> （新設）</p>

及び令第四百四十四条の四第二項の規定に基づき制定する条例（以下「区市町村条例」という。）により、この条例と同等以上の制限の付加等を講ずることとなるよう定めている場合は、当該区市町村条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該区市町村の区域内においては、適用しない。

第二条から第四条まで（現行のとおり）

（長屋の主要な出入口と道路との関係等）

第五条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 その出入口の前面に、幅員三メートル（出入口が道路に面しない住戸の床面積の合計が三百平方メートル以下（当該住戸がいずれも床面積四十平方メートルを超える場合は、四百平方メートル以下）で、かつ、当該住戸の数が十以下の場合、二メートル）以上の通路で、道路に三十五メートル以内で避難上有効に通ずるものを設けた場合

二 その出入口の前面に、幅員四メートル以上の通路で、道路に避難上有効に通ずるものを設けた場合

2 長屋の各戸の居住の用に供する居室のうち一以上は、次に定めるところによらなければならない。

一 道路又は道路に避難上有効に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路に面する窓その他の避難上有効な開口部（前項に定める主要な出入口を除く。）を設けること。

二 前号の開口部を避難階以外の階に設ける場合は、当該居室に避難上有効なバルコニー又は器具等を設けること。

3 前二項の規定は、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合においては、適用しない。

第二条から第四条まで（略）

（長屋の主要な出入口と道路との関係）

第五条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面して設けなければならない。

（新設）

（新設）

4 木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）にあつては、主要な出入口が第一項の通路のみに面する住戸の数は、三を超えてはならない。

第六条から第七条の三まで（現行のとおり）

（直通階段からの避難経路）

第八条 法又はこの条例の規定により主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分（以下この項及び次項において「避難階の屋内避難経路」という。）を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十四項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 直通階段（令百十二条第九項ただし書に該当するものに限る。）に接続する避難階の屋内避難経路

二 避難階の屋内避難経路であつて、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもの（第二十五条第一号において「スプリンクラー設備等」という。）で自動式のもの及び令百二十六条の三の規定に適合する排煙設備（以下「排煙設備」という。）を設け、その部分の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、避難上支障がないもの

2 前項本文の規定により避難階の屋内避難経路を区画する場合は、当該避難階の屋内避難経路に面して設けられる次のいずれか

2 木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）にあつては、主要な出入口が前項の通路のみに面する住戸の数は、三を超えてはならない。

第六条から第七条の三まで（略）

（直通階段からの避難経路）

第八条 法又はこの条例の規定により主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における屋内の直通階段から屋外への出口に至る経路の部分（管理事務室、守衛室その他当該建築物を管理する者が常時勤務する室（こんろその他火を使用する設備又は器具を設けないものに限る。）及び屋外の直通階段から屋内を経て屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分を含む。以下この項において同じ。）を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令百十二条第十四項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一 直通階段で令百十二条第九項ただし書に規定する建築物の部分に該当するもの

二 避難階における屋内の直通階段から屋外への出口に至る経路の部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（第二十五条第一号において「スプリンクラー設備等で自動式のもの」という。）及び令百二十六条の三の規定に適合する排煙設備（以下「排煙設備」という。）を設け、その部分の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、避難上支障がないもの

（新設）

に該当する建築物の部分その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する部分で避難上支障がないものを当該避難階の屋内避難経路に含むことができる。

一 管理事務室、守衛室その他当該建築物を管理する者が常時勤務する室（こんろその他火を使用する設備又は器具を設けないものに限る。）

二 便所

三 ダクトスペースの部分で避難階の屋内避難経路と耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で区画したもの

四 集合郵便受けを用いた郵便物の受取及び投かんの用に供する部分

3 法又はこの条例の規定により主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

第五節 仮設建築物等の適用の除外

(仮設建築物等に対する適用の除外)

第八条の二 この条例の規定は、法第八十五条第五項及び第六項に規定する仮設興行場等、法第八十七条の三第五項に規定する興行場等並びに同条第六項に規定する特別興行場等については、適用しない。

第八条の三から第十条の三まで (現行のとおり)

(避難階における直通階段からの出口等)

第十条の四 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第八条第一項本文 (同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により区画され、又は同条第一項各号の規定に該

2 法又はこの条例の規定により主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

第五節 仮設建築物の適用の除外

(仮設建築物に対する適用の除外)

第八条の二 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設建築物については、適用しない。

第八条の三から第十条の三まで (略)

(避難階における直通階段からの出口等)

第十条の四 (略)

一 (略)

二 第八条第一項本文 (同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により区画され、又は同条第一項各号の規定に該

当する一・二メートル以上の幅を有する廊下その他の通路

三（現行のとおり）

2及び3（現行のとおり）

第十条の五から第八十二条まで（現行のとおり）

第六章 罰則

第八十三条 第二条（第三項を除く。）、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八条の九から第八条の十七まで、第十条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の三（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四、第十条の五、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条（第三項を除く。）、第十五条、第十六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十六條まで、第二十七条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条、第三十一条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条から第四

当する一・二メートル以上の幅を有する廊下その他の通路

三（略）

2及び3（略）

第十条の五から第八十二条まで（略）

第六章 罰則

第八十三条 第二条（第三項を除く。）、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の九から第八条の十七まで、第十条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の三（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四、第十条の五、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条（第三項を除く。）、第十五条、第十六条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十六條まで、第二十七条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条、第三十一条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条から第四

十七条まで、第四十八条（第二項を除く。）、第四十九条から第五十一条まで、第七十二条（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条の三、第七十三条の六（第七十三条の十八において準用する場合に限る。）、第七十三条の八（第七十三条の十九第三項において準用する場合に限る。）、第七十三条の九、第七十三条の十第一項（第七十三条の十八において準用する場合を含む。）、第七十三条の十一（第七十三条の十八において準用する場合を含む。）、第七十三条の十二から第七十三条の十六まで、第七十三条の十七第一項、第七十三条の十九（第三項を除く。）、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 から 4 まで （現行のとおり）

十七条まで、第四十八条（第二項を除く。）、第四十九条から第五十一条まで、第七十二条（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条の三、第七十三条の六（第七十三条の十八において準用する場合に限る。）、第七十三条の八（第七十三条の十九第三項において準用する場合に限る。）、第七十三条の九、第七十三条の十第一項（第七十三条の十八において準用する場合を含む。）、第七十三条の十一（第七十三条の十八において準用する場合を含む。）、第七十三条の十二から第七十三条の十六まで、第七十三条の十七第一項、第七十三条の十九（第三項を除く。）、第七十四条、第七十五条、第七十八条、第八十条又は第八十一条の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 から 4 まで （略）